

## コバトンお達者倶楽部 ～外出で楽しみながら健康づくりを～

7月から、コバトンお達者倶楽部がスタートしました。目標のお店を1か所決めて、週1回くらいのお出かけ。楽しくお買物をし、お店で押してもらったスタンプが10個貯まったら、ちょっとしたプレゼントもあります。

定期的な外出という気軽な健康づくりに、ぜひご参加ください。



**【対象】** 65歳以上の方

**【参加方法】**

- ① 地域包括支援センターや東秩父村保健衛生課、又は登録店でカードを受け取ってください。
- ② 登録店で買い物をするとスタンプを押してもらえます。
- ③ 3か月以内に10個のスタンプが貯まったら、その登録店から特典をもらえます。

**【登録店】**

- ・特典内容の記載されたステッカーやポスターが掲示されています。
- ・最新の情報は埼玉県高齢介護課ホームページでご案内しています。  
<http://www.pref.saitama.ig./site/otassya/>
- ・村内登録店は、保健衛生課までお問合せください。

**【店舗・企業の皆さまへ】**

- ・随時、登録店を募集しています。詳しくは保健衛生課まで。

**【問合せ】** 保健衛生課 ☎82-1777

## 関根 一夫 氏 埼玉県体育賞功労賞を受賞

さいたま市さいたま共済会館において「埼玉県体育賞授与式」が開催され、本村からは、関根一夫さん(御堂)が功労賞を受賞されました。関根さんは東秩父村バドミントン連盟・グラウンドゴルフ協会に所属し、村内のスポーツ活動の中心として活躍しています。また、東秩父村体育協会の副会長として多年にわたり、体育、スポーツ振興に貢献されたことが認められ今回の受賞となりました。



## 馬場 由梨乃さん 県大会出場!



6月28日(金)、東松山市営陸上競技場で行われた学校体育大会比企郡市予選会において東秩父中学校1年生、馬場由梨乃さん(安戸)が陸上競技100m走で見事3位に入賞し、県大会出場を果たしました。

県大会出場おめでとうございます。県大会でのさらなるご活躍を期待しています。

## 国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

**「保険料免除制度」**

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

**「若年者納付猶予制度」**

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口へ申請し、年金事務所前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。

申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めに手続きをしてください。

**問合せ** 住民福祉課 ☎82-1221

## 子どものしあわせのために

**\* 児童扶養手当制度**

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

**所得制限について**

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

**\* 特別児童扶養手当制度**

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

**所得制限について**

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

**問合せ** 住民福祉課福祉担当 ☎82-1221